

○配置販売品目基準

(平成二十一年二月六日)
(厚生労働省告示第二十六号)

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第三十一条の規定に基づき、配置販売品目基準を次のように定め、平成二十一年六月一日から適用し、配置販売品目指定基準(昭和三十六年厚生省告示第十六号。以下「旧告示」という。)は、平成二十一年五月三十一日限り廃止する。ただし、薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号)附則第十条に規定する既存配置販売業者については、旧告示の規定は、なおその効力を有する。

配置販売品目基準

薬事法第三十一条に規定する厚生労働大臣の定める基準は、次の各号に該当するものであることとする。

- 一 経年変化が起こりにくいこと。
- 二 剤型、用法、用量等からみて、その使用方法が簡易であること。
- 三 容器又は被包が、壊れやすく、又は破れやすいものでないこと。